

「日常生活支援住居施設の対象者選定のためのシステムに関する調査研究事業」についての検討事項

- 調査項目・判定ロジックについて
具体的な調査項目や、調査項目の点数の付け方（重み付け）のロジックについて、明らかにする必要があること。
- 検証方法について
支援ツールの内容に関する検証は社会福祉推進事業においてなされていると思料。一方、制度における活用の妥当性に係る検討プロセスを経る必要があること。
- 特許を取得されていることとの関係
支援ツールについては、補助先にて特許を取得されており、標準化システムへの搭載にあたって、その特許の取扱いとの関係を整理する必要があること。

(※) 推進事業においては、「営利を目的とした事業」に該当しないことが事業採択の要件とされており、特許の取扱いは明示されていない。